

第 11 章 我が国の労働力調査の変遷

労働力調査は、昭和 21 年に調査が開始されて以降、数次にわたり適宜改正が行われ、現在に至っている。本章では、労働力調査の調査結果に関わる主な変更、調査方法及び調査事項、就業状態の定義、標本設計などの変遷について解説する。

1 標本設計等に関わる主な変更

(1) 昭和 21 年 9 月：労働力調査の試験的開始^{注)}

労働力調査は、第 6 章に述べたように昭和 21 年 9 月から実施されるようになった。これは、第 2 次世界大戦後の昭和 21 年 5 月に、連合国軍総司令部 (GHQ) が戦後の混乱した社会経済の実態を把握するために出した重要な経済統計の作成を求める覚書、及び同年 8 月に経済科学局が発した「労働力調査月報提出に関する指令」を受け、試験的に始められたものであった。当時は、この種の標本調査は初めての試みであったため、アメリカの労働力調査「Monthly Report on Labor Force」(1947 年に拡充されて名称も Current Population Survey となった。)を参考として設計されたが、当初の設計は現在のものとは大きく異なっている。

抽出方法は、層化 3 段抽出法によった。抽出率は 1/1000 (市部 1/500, 郡部 1/1500) であったが、これは予算的制約から調査客体数を約 6 万に抑える必要があり、また、当時の数え年 15 歳以上人口が約 6000 万人だったことによる。最終抽出単位は、旧隣組 (又は隣保班) の地域を利用し、隣組内は全世帯を調査した。

層化の基準としては、市部においては地方 (寒冷地とそれ以外) 別、人口の大きさ、工業就業者率、戦災都市については爆撃の被害程度を測るものとして昭和 19 年から昭和 20 年への女子人口移動率等を用いた。郡部においては、人口の大きさ、農業就業者率、水産業就業者率、鉱業就業者率等を用いた。この層化基準に用いた資料は昭和 5 年、15 年国勢調査及び昭和 19 年、20 年人口調査の結果である。

(2) 昭和 27 年 11 月～28 年 3 月：精度向上のための標本設計の見直し

昭和 27 年 11 月から 28 年 3 月にかけて、標本誤差を抑えるために、また調査区を一部の市や郡に限定しないよう標本設計を見直し、5 か月かけて大幅な

注) これ以前には、失業者を把握する調査として、大正 14 年 10 月に「失業統計調査」が実施されている。調査の概要については「付録 10 第二次世界大戦前の「失業統計」」を参照されたい。

標本改正を行った。

具体的には、標本抽出について、層化 3 段抽出から層化 2 段抽出へ変更した。

変更前	層化 3 段抽出 第 1 次抽出単位…市、郡 第 2 次抽出単位…昭和 25 年の国勢調査調査区 第 3 次抽出単位…世帯
↓	
変更後	層化 2 段抽出 第 1 次抽出単位…昭和 25 年の国勢調査調査区 第 2 次抽出単位…世帯

また、標本交代について、調査区の継続期間を 6 か月から 3 か月へ変更した。

変更前	調査区は 6 か月間継続し、同一調査区内では世帯は 3 か月で交代。毎月世帯全体の 1/3 を更新。
↓	
変更後	調査区は 3 か月継続し、毎月調査区全体の 1/3 を更新。

標本の大きさは、約 1,000 調査区の約 11,000 世帯、約 5 万人となった。

(3) 昭和 29 年 12 月：抽出単位の対象の変更

第 2 次抽出単位を、それまでの「世帯」から「住戸」へと変更した。

(4) 昭和 36 年 10 月：標本数の拡大、標本交代方式及び比推定方法の変更

標本数を約 25,000 世帯に拡大した。また、調査区は 4 か月継続し、同一調査区内では世帯は 2 か月で交代、毎月全体の 1/4 を更新する現行の標本交代方式に変更した。

比推定の方法を、男女、年齢階級、地域別の 15 歳以上の推計人口をベンチマークとする、現行の方法に変更した。

(5) 昭和 37 年 7 月：新設集団住宅地域による単位区への抽出

国勢調査時以降の、住宅の集団建設による調査区の変化に対処するため、新設集団住宅地域による単位区を追加抽出することにした（平成 14 年 5 月廃止。）。

(6) 昭和 47 年 7 月：沖縄県の復帰に伴う沖縄県内調査区の抽出

沖縄県の復帰に伴い、沖縄県内の標本を追加抽出した（約 150 調査区，約 1,900 世帯）。

(7) 昭和 57 年 10 月～58 年 1 月：地域別表章のための標本改正

昭和 57 年 10 月から 58 年 1 月にかけて、調査地域として抽出する国勢調査の調査区を、昭和 50 年国勢調査のものから昭和 55 年国勢調査のものに切り替えた。このとき、同時に標本規模を約 3 割増やし、その結果調査対象世帯を約 40,000 世帯とし、また調査区の抽出における層化を 11 地域ごとに行うよう改めた。

これにより、地域別の表章が可能になり、四半期別に集計し、正式な公表系列として、月報にも掲載するようになった。なお、地域別の表章はそれまでも年平均値を参考値として年報に掲載していた。

2 調査方法，調査事項等の変遷

(1) 昭和 21 年（1946 年）9 月：試験的調査開始

[調査期間]

- ・毎月 1～10 日の 10 日間（日数を単位として就業状態を調査）

[就業状態を調査する年齢]

- ・数え年 15 歳以上の者

[調査方法，調査事項]

- ・主な調査事項は以下のとおり。
 - ① 就業日数
 - ② 理由別就業故障日数（理由別にみた休んだ日数）
 - ③ 失業，無職業の理由（上記①と②以外の未就業日について）
 - ④ 就業者については産業及び従業上の地位
 - ⑤ 農家の世帯主に対しては過剰労働力の有無とその人員
 - ⑥ 農家以外の雇用者のいない事業主，世帯主に対して調査期間中の推定収入

(2) 昭和 22 年（1947 年）7 月：本格的調査開始

[調査期間]

変更前	毎月 1～10 日の 10 日間（日数を単位として就業状態を調査）
↓	
変更後	毎月第 1 日曜に始まる 1 週間（時間を単位として就業状態を調査）

[調査方法，調査事項]

- ・就業時間記入票を，あらかじめ世帯に配布して記入しておいてもらうように変更（就業時間のほか，主な仕事の産業，従業上の地位についても記入）
- ・調査票様式を全面的に変更
- ・主な調査事項は以下のとおり。
 - ① 就業時間（「主な仕事」と「それ以外の仕事」について）
 - ② 短時間就業日（4 時間未満）及び就業しなかった日のある者についてその理由
 - ③ 不就業者に対してその理由
 - ④ 就業者に対して産業及び従業上の地位
 - ⑤ 失業者に対して就業希望時間

なお，「(1)昭和 21 年 9 月」における⑤及び⑥の農家の世帯主及びそれ以外の事業主に対する調査事項は廃止した。

(3) 昭和 24 年（1949 年）5 月

[調査方法，調査事項]

- ・調査票様式を全面的に変更
- ・「追加就業希望の有無」，「追加就業希望時間」などを追加

(4) 昭和 25 年（1950 年）1 月

[就業状態を調査する年齢]

- ・数え年 15 歳以上の者から，満 14 歳以上の者へ変更^{注)}

注) 昭和 24 年以前は，満 14 歳以上の代わりに数え年 15 歳以上を対象としていたので，年平均の上からみた場合には，昭和 24 年までの数え年 15 歳を満年齢でいうと約 13 歳 6 か月以上の人口ということになり，昭和 25 年以後の満 14 歳以上人口との間には約 0.5 歳の食い違いがあるため注意を要する。

(5) 昭和 25 年 (1950 年) 8 月

[調査期間]

変更前	毎月第 1 日曜に始まる 1 週間 (時間を単位として就業状態を調査)
-----	-------------------------------------



変更後	毎月月末 1 週間 (ただし 12 月は 20~26 日)
-----	-------------------------------

この変更は、他の主要な経済統計調査が月末時点を時点にとっているものが多いため、比較可能性を高める目的で行われた。

(6) 昭和 26 年 (1951 年) 10 月

[調査方法, 調査事項]

- ・調査票様式を全面的に変更
- ・単記式 (1 枚の調査票に 1 客体についてのみ記入する方式) から連記式 (1 枚の調査票に複数の調査客体について記入する方式) に変更
- ・「職業」を調査事項に追加

(7) 昭和 34 年 (1959 年) 1 月

[就業状態を調査する年齢]

- ・満 14 歳以上の者から、満 15 歳以上の者へ変更
この変更は、義務教育課程で中学校を卒業するのは満 15 歳になってからであり、したがって、生産年齢人口としては満 15 歳以上を対象とするのが妥当であるとの見地から行われた。

[調査方法, 調査事項]

- ・「追加就業希望時間」を廃止
- ・「希望する仕事の本業, 副業の別」, 「経営組織」, 「従業先の従業員数」, 「従業状況」及び「転職希望の有無」を追加

(8) 昭和 36 年 (1961 年) 10 月

昭和 36 年 7 月から 9 月にかけて調査票の様式, 標本設計, 推計方法等を変更し, 10 月分から新手法による結果を公表した。

[調査方法, 調査事項]

- ・就業時間記入票, 「従業状況」を廃止

- ・「世帯の種類」を追加
- ・「経営組織」及び「従業先の従業員数」の分類を変更
- ・世帯調査票をあらかじめ世帯に配布して記入しておいてもらうように変更

(9) 昭和 42 年 (1967 年) 9 月

[調査方法, 調査事項]

- ・調査方法を, 調査員が世帯の人に質問して調査票に記入する「他計式」(ただし, 世帯調査票はあらかじめ世帯が記入) から世帯の人が直接調査票に記入する「自計式」に切り替え, これに伴い調査票の質問形式を大幅に変更

この変更は, 調査員による調査票への記入では, ①世帯が記入している世帯調査票と重複する感があること, ②留守世帯が増加しており, これらの世帯では希望意識などが調査しにくくなったこと, ③調査員の負担を軽減することなどの事由により行われた。

- ・世帯調査票を廃止

(10) 昭和 58 年 (1983 年) 10 月

[調査方法, 調査事項]

- ・2 か月目調査票にのみ「求職理由」を追加

(11) 平成 4 年 (1992 年) 1 月

[調査方法, 調査事項]

- ・15 か月かけて, 調査開始調査区ごとに順次調査票を OMR(Optical Mark Reader: 光学式マーク読取装置) 仕様に変更
- ・「出生の年月日」を「出生の年月」に変更
- ・「耕地面積」を削除

(12) 平成 14 年 (2002 年) 1 月: 労働力調査特別調査を統合

雇用構造の変化や就業形態の多様化が進む中での労働市場の実態を的確に捉えるため, 労働力調査, 労働力調査特別調査, 就業構造基本調査の労働統計体系における位置付けや効率的連携の在り方を整理する「労働 3 統計の見直し」の具体化に向けた検討が行われた。そして, 「統計行政の新中・長期構想」(平成 7 年 3 月 10 日統計審議会答申) において, 労働統計における位置付けや効率的連携の在り方について見直すことが求められた。

その結果、平成 14 年 1 月から、それまで年 1 回又は 2 回、労働力調査の結果を補完することを目的として実施されていた労働力調査特別調査を労働力調査に統合することとなった。これにより、提供データの充実、調査事務の効率化等が図られるとともに、詳細なデータの経常的な（四半期平均及び年平均の）提供が可能となった。

[調査方法，調査事項]

- ・調査票を「基礎調査票」「特定調査票」とし、いずれも OCR (Optical Character Reader : 光学式文字読取装置) 仕様に変更

基礎調査票…従前からの労働力調査を継承した調査票。1 か月目調査票についても「求職理由」を追加し、2 か月目調査票と同様式とした。

特定調査票…従前の労働力調査特別調査を継承し新たに統合された調査票。

この特定調査票での調査事項は以下のとおりである。

① 15 歳以上の世帯員について

「在学，卒業等教育の状況」

「仕事からの年間収入」

② 就業者について

「短時間就業及び休業の理由」

「就業時間増減希望の有無」

「現職についた時期」

「雇用形態」

「前職の有無」

「転職時の収入の増減」

③ 完全失業者について

「求職活動の方法」

「求職活動の期間」

「求職活動の時期」

「探している仕事の形態」

「就職できない理由」

「前職の有無」

④ 非労働力人口について

「就業希望の有無」

「非求職の理由」

「希望する又は内定している仕事の形態」

「最近の求職活動の時期」

「就業可能時期」

「前職の有無」

⑤ 前職のある者について

「前職の従業上の地位及び雇用形態」

「前職の事業の種類」

「前職の仕事の種類」

「前職の企業全体の従業者数」

「前職をやめた時期」

「前職をやめた理由」

(参考) 労働力調査特別調査

労働力調査特別調査は、毎月実施している労働力調査を補完する目的として昭和 24 年 12 月に開始されました。

このため、その時々の経済情勢に即した雇用・失業問題の最も重要な領域に焦点を合わせることから、調査内容は毎回変更されてきました。

調査が始められた当初は、「労働力調査臨時調査」という名称で、主として労働力調査に附帯して実施されていましたが、昭和 37 年以降は「労働力調査特別調査」として、48 年までは 3 月と 10 月の年 2 回（49 年は 3 月と 12 月）実施されてきました。

昭和 50 年以降は年 1 回 3 月の実施となり、58 年は 2 月と 6 月の年 2 回、59 年以降は年 1 回 2 月実施となりました。この頃から、この調査が我が国の就業状態を的確に把握するために不可欠なものとなったこともあり、その時々の雇用情勢に必要な調査事項を入れ替えながらも、主要な調査事項は変更しないという時系列を重視した形に変えられてきました。その後、平成 10 年以降の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、11 年度からは 2 月に加え 8 月にも調査を実施してきましたが、労働力調査の見直しに伴い、労働力調査特別調査は労働力調査に統合され、14 年に廃止されました。したがって、労働力調査特別調査は 13 年 8 月が最後の調査となりました。

3 就業状態の定義の変遷

就業状態の定義は昭和 22 年 7 月，23 年 1 月，24 年 5 月，26 年 10 月及び 42 年 9 月の 5 回にわたって改正された。以下 6 期に分けて説明する。

(1) 昭和 21 年 9 月～22 年 6 月

従業者

調査期間中の就業日数が 10 日間ある者，及び 10 日未満でも就業故障(就業しなかった)理由が①公休，定休日，②給料賃金に関係ない休暇，③悪天候，労働争議，病气事故等による者

休業者

調査期間中の 10 日間全部を上記の理由により就業しなかった者

失業者

適当な仕事がないため就業日数が 1 日もなかった者，又は就業故障の理由として材料，資金の不足，販売の見込み薄のためである旨申告した日数のある者

労働力人口/非労働力人口

就業者と失業者を労働力人口とし，その他を非労働力人口とする(ただし，当時はそれぞれ稼動力，非稼動力と呼んでいた。)

(2) 昭和 22 年 7 月～22 年 12 月

従業者

調査期間中収入を伴う仕事に 1 時間以上従事した者。なお，従業者の定義については，昭和 22 年 7 月以降現在まで変更はない。

休業者

「平常仕事を持ちながら，調査期間中，悪天候，労働争議，家庭的又は個人的事情，有給休暇等のために就業しなかった者」となっており，休業の理由に重きを置いている。

失業者

「調査期間中働くことを希望しながらも，適当な仕事がないためとか，季節的閑散のため，又は材料，賃金，動力の不足のため等の理由で，収入を目的とする仕事に少しも従事できなかった者」となっており，求職という条件はなかった。

(3) 昭和 23 年 1 月～24 年 4 月

失業者

変更前	就業希望時間の条件なし
↓	
変更後	就業希望時間が 25 時間以上の者だけを失業者として分類（25 時間未満は非労働力人口）

(4) 昭和 24 年 5 月～26 年 9 月

休業者

休業の理由よりも、休業期間及び給料・賃金の支払の有無に重点をおいたものに改めた。

変更前	平常仕事を持ちながら、調査期間中、悪天候、労働争議、家庭的又は個人的事情、有給休暇等のために就業しなかった者
↓	
変更後	平常仕事を持ちながら調査週間中休んでいて、その休業期間が <u>1 か月未満の者。ただし、雇用者は休業期間が 1 か月以上でも給料又は賃金の支払を受けている又は受ける予定になっている者も含む。</u>

失業者

職を探していたという条件を加えた。

変更前	調査期間中働くことを希望しながらも、適当な仕事がないためとか、季節的閑散のため、又は材料、賃金、動力の不足のため等の理由で、収入を目的とする仕事に少しも従事できなかった者で、就業希望時間が 25 時間以上の者
↓	
変更後	調査週間中、全く仕事をしなかった者（休業者を除く。）で、就業を希望し、かつ就業が可能であって、 <u>求職活動をしている者</u>

なお、昭和 25 年 1 月に上記の定義変更に伴って、「失業者」の呼称を「完全失業者」と名称変更した。

(5) 昭和 26 年 10 月～42 年 8 月

休業者

自営業主，雇用者のみに限定し，家族従業者は休業者とはならないものとした。

変更前	平常仕事を持ちながら調査週間中休んでいて，その休業期間が 1 か月未満の者。ただし，雇用者は休業期間が 1 か月以上でも給料又は賃金の支払を受けている者，又は受ける予定になっている者
-----	---



変更後	平常は収入のある仕事を持ちながら調査週間中その仕事を休んだ者のうち，(i)自営業主の場合は，自分が休んでいても雇用者又は家族従業者でその事業に従事している者があった者，(ii)雇用者の場合は，調査週間中の給料・賃金の支払を受けたか受けることになっている者
-----	---

(6) 昭和 42 年 9 月以降

休業者

自営業主について，休業期間に重点をおいたものとした。

変更前	平常は収入のある仕事を持ちながら調査週間中その仕事を休んだ者のうち，(i)自営業主の場合は，自分が休んでいても雇用者又は家族従業者でその事業に従事している者があった者，(ii)雇用者の場合は，調査週間中の給料・賃金の支払を受けたか受けることになっている者
-----	---



変更後	平常は収入のある仕事を持ちながら調査週間中その仕事を休んだ者のうち，(i)自営業主の場合は， <u>事業を持ちながら，その仕事を休み始めてから 30 日にならない者</u> ，(ii)雇用者の場合は，調査週間中の給料・賃金の支払を受けたか受けることになっている者
-----	---

なお，定義の変更は，昭和 42 年 9 月から毎月全調査客体の 1/4 ずつ順次行った。したがって，42 年 9 月から同年 11 月までの休業者（自営業主）の定義は一義的でない。

4 標本設計の変遷

標本設計の変遷については、以下の表のとおりである。

年 月	抽出方法, 推定方法	標本の大きさ	標本の交代方式
昭和 21 年 9 月	(試験的調査開始) ○層化3段抽出法 第1次抽出単位…市, 郡 第2次抽出単位…6大都市以外の市 では隣組, 6都市及び郡部では 区, 町, 村 第3次抽出単位…6大都市及び郡部 で隣組(隣組内では全世帯を調 査) ○全人口を基にする比推定方式	31都市, 46郡17 区, 84町114村 1187隣組 約 15,000 世帯	初めに指定した隣 組を固定し継続調 査。 昭和22年8月及び 23年1月に隣接隣 組に一斉交代。
23 年 1 月	鉱業関係の標本を追加した。	33都市, 47郡17 区, 86町118村 (隣組数未詳) 約 15,000 世帯	
23 年 10 月	第2次抽出単位を昭和23年常住人口調 査区, 第3次抽出単位を世帯とした。 第2次抽出単位…調査区 第3次抽出単位…世帯	48都市, 60郡 約1,000調査区 約 16,000 世帯	調査区を4か月ご とに一斉に交代。
24 年 9 月			調査区を8か月ご とに一斉に交代。同 一調査区内では世 帯を4か月ごとに交 代。
25 年 3 月			毎月1/3の世帯を 更新。調査区は6 か月間継続調査。 同一調査区内では 世帯は3か月で交 代。
25 年 6 月	第2次抽出単位を昭和 25 年国勢調査 調査区とした。	51都市, 60郡 約1,000調査区 約 16,000 世帯	
26 年 3 月	100 人以上の準世帯のある調査区を別 途抽出した。		
26 年 5 月	調査客体を1割削減した。		
27 年 11 月 ~28 年 3 月	層化3段→2段抽出法に変更 ○層化2段抽出法 第1次抽出単位…昭和 25 年国勢調 査調査区 第2次抽出単位…世帯	約 1,000 調査区 約 11,000 世帯	毎月1/3の調査区 を更新。調査区は 3か月間継続調 査。
29 年 5 月	離島の7調査区を追加抽出した。 (佐渡島2, 対馬島, 小値賀島, 奈留島, 奄 美大島, 徳之島の各1調査区)		

第 11 章 我が国の労働力調査の変遷

年 月	抽出方法, 推定方法	標本の大きさ	標本の交代方式
昭和 29 年 11 月	国勢調査時の無人調査区 10 調査区を追加抽出した。		
29 年 12 月	第2次抽出単位を世帯→住戸とした。 第2次抽出単位…住戸		
30 年 7 月	社会施設, 矯正施設 11 調査区を追加抽出した。		
31 年 1 月 (32 年 5 月に遡及改定)	比推定のベンチマーク人口を男女別 14 歳以上人口とした。		
31 年 5 月	自衛隊, 矯正施設の調査区の抽出を取り止めて, 業務資料により集計することにした。		
31 年 10 月	第1次抽出単位を昭和 30 年国勢調査調査区とした。		
34 年 1 月 (遡及改定)	比推定のベンチマーク人口を男女別 15 歳以上人口とした。		
36 年 10 月	第1次抽出単位を昭和 35 年国勢調査調査区とした。 比推定のベンチマーク人口を男女, 年齢階級, 地域別 15 歳以上推計人口とした。	約2,000調査区 約 25,000 世帯	現行の方式となる。すなわち, 毎月 1/4 の調査区を交代, 同じ調査区は 4 か月間調査を継続し前半と後半で住戸を交代。一度抽出された調査区及び住戸は翌年の同期も再び調査する。
37 年 7 月	国勢調査時以後の新設集団住宅地域による単位区を追加抽出することにした (平成 14 年5月以降廃止)。		
42 年 12 月	第1次抽出単位を昭和 40 年国勢調査調査区とした。		
47 年 7 月	沖縄県復帰 (47 年5月) に伴い, 第1次抽出単位を昭和 45 年国勢調査調査区として, 沖縄県を追加抽出した。	沖縄県分約 150 調査区約 1,900 世帯を追加	
48 年 7 月	第1次抽出単位を昭和 45 年国勢調査調査区とした。		
53 年 5 月	順次, 第1次抽出単位を昭和50年国勢調査調査区に切替え。切替え完了は, 昭和54年8月。		
57 年 10 月 ～58 年 1 月	第1次抽出単位を昭和55年国勢調査調査区に切り替える。 標本の拡大を行った。	約2,900調査区 約 40,000 世帯	

第 11 章 我が国の労働力調査の変遷

年 月	抽出方法, 推定方法	標本の大きさ	標本の交代方式
昭和 63 年 5 月	順次, 第1次抽出単位を昭和60年国勢調査調査区に切替え。切替え完了は, 平成元年8月。		
平成 5 年 5 月	順次, 第1次抽出単位を平成2年国勢調査調査区に切替え。切替え完了は, 平成6年8月。		
10 年 5 月	順次, 第1次抽出単位を平成7年国勢調査調査区に切替え。切替え完了は, 平成11年8月。		
14 年 5 月	新設集団住宅地域による単位区の追加抽出を廃止。		
15 年 1 月	順次, 第1次抽出単位を平成12年国勢調査調査区に切替え。切替え完了は, 平成16年4月。		
20 年 5 月	順次, 第1次抽出単位を平成17年国勢調査調査区に切替え。切替え完了は, 平成21年8月。		

